

訓子府町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和3年9月

訓子府町通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

全国で通学路での交通事故が発生する中、これまで本町では関係機関や団体などの連携した登校時の見守り活動、各種啓発活動を展開するほか、教育委員会と各学校と協力し、危険個所の把握など通学路の交通安全対策に取り組んでまいりました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関との連携体制を構築し、「訓子府町通学路交通安全プログラム」を策定いたしました。

今後は、本プログラムに基づき関係機関が連携し、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ってまいります。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関との連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置し、本プログラムを策定いたしました。

■ 関係機関等

(1) 交通安全対策関係

- ・北海道警察北見方面北見警察署
- ・訓子府町町民課

(2) 教育関係

- ・訓子府小学校
- ・居武士小学校
- ・訓子府中学校
- ・訓子府町認定こども園
- ・訓子府町 PTA 連合会
- ・訓子府町教育委員会管理課

(3) 道路管理者関係

- ・オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所
- ・訓子府町建設課

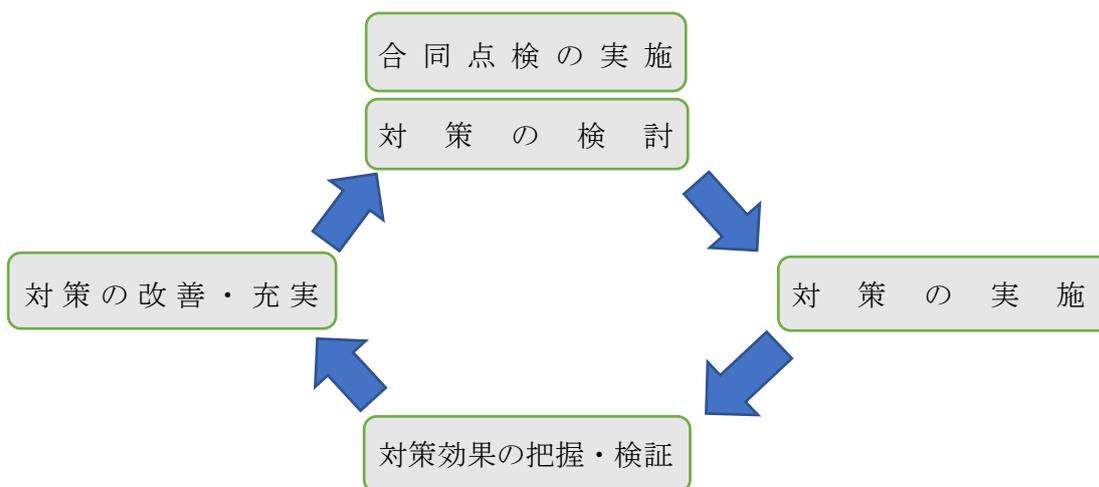
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、学校や関係者からの報告や危険個所の合同点検などにより状況を把握し、関係機関で連携・協議のうえ、当該箇所に対する効果的な対策を検討し、実施していくとともに対策効果の把握に努め、対策の改善・充実を図ってまいります。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDC Aサイクル】



(2) 合同点検の実施

学校や関係者などからの報告に基づき、対策が必要な危険箇所、交通状況の変化や通学路の変更による新たな危険箇所など、緊急性や危険性などを勘案し必要に応じて合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果等に基づき、対策が必要と判断した場合には、箇所ごとに具体的な対策を検討します。

※ガードレール設置のようなハード対策や交通規制、交通安全教育などのソフト対策など必要箇所に応じた具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

合同点検結果に基づく対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、効果を把握するための手法を検討したうえで、対策効果の把握に努めます。

※関係者へのアンケートや車両と歩行者の距離、関係性などを考察するなどの手法を検討します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、対策一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表します。